

第 1 章 総則

目的

第 1 条 この条例は、自治の基本理念を明らかにするとともに、これに基づく区政運営の原則並びに区民、新宿区議会（以下「議会」という。）及び新宿区長（以下「区長」という。）の責務等について定め、もって新宿区（以下「区」という。）の更なる自治の実現を図ることを目的とする。

解説

本条では、新宿区自治基本条例の目的について規定しています。

わが国は、平成 12 年に 400 本以上の法律を改正して、国に集中していた権限を地方に移す改革を行いました。これにより「地域のことは、地域で決める」仕組みができました。同時に「地域のことは、地域で責任を持つ」ことも求められました。

新宿区は、多くの人々が住み、働き、学び、活動しています。そうした多くの人々が地域に愛着を持ち、地域をより良くするためには何が必要かを考え、その実現に向けて自発的に行動すること、地域づくりを愉しむことが、これからの新宿区の自治にとって、とても大切なことです。

「地域のことを誰が、どうやって決めるのか」ということについて、新宿区の自治の基本理念に基づいて、区政運営の原則及び区民、議会、区長の責務等を定め、新宿区のさらなる自治の実現を図ることを目的としています。

自治の基本理念については、この条例ではじめて定めるものではなく、もともとある理念を区民の総意として、この条例で確認するものです。

また、この条例で定めるのは、

- 区政運営の原則（詳細な手続き規程ではなく、そのもとになる原則）
- 区民、議会、区長の責務等（区民の権利と責務、議会並びに区長及び職員の責務、住民投票及び地域自治に関することなど）です。

そして、「自治の実現を図る」ため常に基本理念に照らし、原則と役割などを踏まえて、基本理念の達成に向けて、これからも真摯に取り組む新宿区の自治の姿勢をこの条例の「目的」の表現に込めています。

定義

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 区民 区の区域内（以下「区内」という。）に住所を有する者並びに区内で働く者、学ぶ者、活動する者及び活動する団体をいう。
- (2) 公共サービス 公共サービス基本法（平成21年法律第40号）第2条に規定する公共サービスをいう。
- (3) 区の行政機関 区長、新宿区教育委員会、新宿区選挙管理委員会及び新宿区監査委員をいう。
- (4) 職員 次に掲げる者をいう。
 - ア 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職にある者及び同条第3項に規定する特別職にある者（議員を除く。）で区に勤務するもの
 - イ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第37条第1項に規定する県費負担教職員で区に勤務するもの

解説

本条では、この条例の中で使われる用語のうち、認識を共通にしておきたい重要な用語について定義します。

第1号「区民」について

新宿区の自治や地域の課題解決のためには、新宿区に住所を有する者が中心であることはもちろんですが、新宿区に関わる様々な主体が担い手となることが欠かせません。

このことは、住民だけでなく、新宿区で働く人や学ぶ人、活動する人も地域の発展や住民福祉の向上などの様々な場面で、積極的に地域に関わり、新宿区の自治に協力していくということです。また、事業者や公益活動を行うNPO法人、法人格のないボランティア団体などについても同様のことと考えました。

本条例は、新宿区の自治のあり方を定める条例であり、こうしたことを踏まえて、本条例における区民の定義は、まず、住所を有する者である住民、更に、新宿区で働く者、学ぶ者、活動する者及び活動する団体としました。

第2号「公共サービス」について

平成21年に「公共サービス基本法」が施行されました。この法律は、誰もが安心して暮らせる社会の実現をめざすものです。交通、福祉、教育など、欠かせない公共サービスはどうあるべきなのかの基本を定めるのが、この法律です。

ここで言う公共サービスは、国や地方公共団体による金銭やサービスの給付、規制、監督、助成、広報など、公共の利益を増やすためのさまざまなことが含まれています。

第3号「区の行政機関」について

地方自治法で規定されている「執行機関」を指し、その担当する行政事務の管理及び執行に関し、決定権を持ち、行政を有効に遂行することのできる機関のことをいいます。区の代表者である区長と、区長から独立して専門的な立場に立って仕事を分担する委員会及び委員のことを指します。

第4号「職員」について

区役所等に勤務する以下の職員をいいます。

(1) 一般職

- ①区長の補助機関である職員
- ②行政委員会事務局の職員
- ③議会事務局の職員
- ④区立学校・幼稚園の職員（県費負担教職員は除く）

(2) 特別職（議会の議員は除く）

①住民又はその代表の信任によって就職する職

区長、選挙管理委員会の委員、副区長、監査委員、教育委員会の委員が該当します。

②非専従職

地方公共団体の事務に専ら従事するものでなく、臨時に地方公共団体の業務に関する者等職業的でない公務員をいいます。区が諮問機関として設置する審議会の臨時又は非常勤の委員、参与、調査員、嘱託員などが該当します。

③自由任用職

任命権者が任意に任用する職で、地方公共団体の長、議会の議長その他地方公共団体の機関の長の秘書の職で条例で指定するものが該当します。

(3) 小・中学校の教職員（県費負担教職員）

基本理念

第3条 区は、人権を尊重し、一人ひとりを大切にすゝる区政を行う。

2 区は、区民が主役の自治の実現を図り、区民は、自治の担い手として地域の課題を解決するものとする。

3 区は、地方自治の本旨に基づく基礎自治体であり、確立した自治権をもち、区民自治を基本とした区政を推進する。

解説

本条では、新宿区の自治を進めていく上での基本理念を規定しました。

まず、第1項では、今後、新宿区の自治を進めていく上での大前提として、人権を尊重し、ひとりひとりを大切にすゝる区政を行うということを掲げました。

第2項では、自治は、区民の自由な意思に基づいて、区民自らが検討し、決定し、進めていくもので

あることから、区民が主役の自治の実現を図ることを掲げるとともに、区民は自治の担い手として地域の課題を解決するということを掲げました。

第3項では、区は、地方自治の本旨に基づく基礎自治体であり、他から干渉されることなく、区民の意思に基づいて自治を行うことから、確立した自治権をもち、区民自治を基本に区政を推進するということを掲げました。

なお、検討の過程において議論にのぼった「恒久平和の追求」、「地球環境の保全」、「国際性・多文化共生」などは、より大きな概念と認識し、前文に盛り込みました。

また、「情報の共有」、「参加・協働」、「地域自治の尊重」、「区政の透明性」、「説明責任」などは、基本的な原則として以下の章に盛り込むこととしました。

条例の位置付け

第4条 区は、この条例を区における最高規範とし、他の条例等を制定し、又は改廃するに当たっては、この条例との整合性を図るものとする。

解説

本条では、新宿区自治基本条例を新宿区の最高規範として位置付けています。

最高規範であるゆえんは、憲法が我が国の統治の基本を定めたものであることと同様に、本条例が新宿区の自治の基本を定めたものであり、いわば、「わがまちの憲法」であるということをここで規定したものです。

このことから、この条例が新宿区の自治を定める最高規範と位置付けた主旨から、条例間での優劣はありませんが、他の条例等（計画、規則、要綱など）の制定改廃にあたっては、本条例との整合性を図ることが求められるものとなりました。

また、改正が行われたとしても、憲法が憲法であることに変わりがないことと同様に、本条例も最高規範であることに変わりはありません。したがって、改正の手続き規定を設けないことや、規定を設けても改正の手続きが困難であるようなことは、本条例にふさわしくありません。むしろ、基本理念に照らして社会の変化に対応できる「進化する条例」とするための規定を設けることが必要です。

そうしたことから、改正手続きについては、「条例の見直し等」として、第11章で扱うこととしました。

第 2 章 区民

区民の権利

- 第 5 条** 区民は、区政に関する情報を知る権利を有する。
- 2 区民は、公共サービスを受ける権利を有する。
 - 3 区民は、区政に参加する権利を有する。
 - 4 区民は、区の自治の担い手として、生涯にわたり学ぶ権利を有する。

解 説

本条では、区民の権利として 4 つの権利を規定しました。

まず、第 1 項の「区政に関する情報を知る権利」は、単に区政に関する情報を受けとるだけでなく、自ら区政に関する情報の提供を求めたり、内容の理解を深めたりすることができる権利をいいます。

第 2 項の「公共サービスを受ける権利」は、地方自治法第 10 条第 2 項で保障されている権利を含め、公共サービスを受ける権利を包括的に規定しています。

ここでは、一般的に用いられている「行政サービス」ではなく、より広い概念として公共サービス基本法で定義されている「公共サービス」という用語を用いることとしました。

第 3 項の「区政に参加する権利」は、政策などの立案、事業の実施、その評価などの様々な過程において意見を述べたり、事業の担い手として、また、受け手として参加するなど、多様な方法による区民の参加を保障するものです。

第 4 項の「自治の担い手として、生涯にわたり学ぶ権利」は、地域自治を推進していくうえで、生涯にわたって学習することが必要であるとの考えから、区民の権利として盛り込みました。

「生涯にわたり学ぶ」とは、「理解する」、「情報を共有する」、「政策を提言する」の前提としての意味合いを含んでいます。学ぶことの重要性、それこそが自治の担い手としての区民にとって、生涯にわたって必要な権利であるという認識から「学ぶ権利」について規定したものです。

なお、本条は新宿区の自治を進めるための規定であり、すべての区民がすべての権利を有することを保障するものではありません。例えば、住民でなくては受けることのできないサービス（地方自治法第 10 条第 2 項）もあり、受給できるサービスの種類やその範囲、対象者など、具体的に保障する権利の内容は、それぞれごとに条例や規則などで定められるものです。

区民の責務

第6条 区民は、区内にともに生きるものとして、互いの自由及び人格を尊重し、良好な地域社会の創出に努めるものとする。

解説

本条では、区民の責務として、この1つの条文に多くの意味合いを込めました。

新宿区は国内外から様々な目的を持った人が集うまちであり、ともに暮すまちです。

区民は、この地（区内）にともに生きるものとして、お互いに個人の自由と人格を尊重することが大切なことは当然なこととだれもが考えていることと思います。

さらに、もう一方で地域社会との協調を図り、良好な地域社会を創出することも重要なことであるという主旨を区民の責務として盛り込みました。

第3章 議会等**議会の設置**

第7条 区に区民の代表機関として、議会を置く。

解説

議会を置くことは、地方自治法に定められていることですが、本条は区民の代表機関として議会を置くことを規定しています。

ここでいう「区民の代表機関」ということについてですが、区議会議員は選挙権を有する新宿区の住民によって選挙で選ばれています。しかし、議会の機関としての権能を考えた場合、新宿区という区域内においてその効果は有権者又は住民に限定されるものではありません。

新宿区の自治や新宿区の将来の姿を考える際には、住民が中心であることはもちろんですが、新宿区に関わる様々な主体との連携が欠かせません。また、様々な主体が、新宿区のことについて、自主的に、積極的に、住民、議会、区と関わっていくことが重要です。

本条例は自治のあり方を定める条例であり、こうしたことを踏まえて代表権を包括的なものと捉えて、住民に限定せず、区民の代表機関として議会を置くとしました。

議会の責務

- 第8条** 議会は、区民の代表機関として、区民の意思が的確に区政に反映されるよう議決権を行使するとともに、適正な行政運営が行われるよう調査し、監視するものとする。
- 2 議会は、自治体の立法機関として、積極的に政策立案、政策提言を行い、議会活動の活性化に努めるものとする。
- 3 議会は、議会活動に関する情報を区民と共有し、その説明責任を果たすものとする。

解説

本条では、区民の代表として区議会が果たすべき議会の責務として、3つの責務を規定しました。

地方自治制度では、住民は首長と議員を直接選挙で選ぶことから、首長と議会という二元的な代表を持ちます。

第1項は、議会は区民の代表機関として区長と対等の関係で、自治体の運営の基本的な方針を決定（議決）し、行政運営を調査、監視することを責務として規定しています。

第2項は、議会は、自治体の立法機関として政策立案、政策提言を行い、自治体の立法機関であることを高らかに謳うとともに、政策立案、政策提言により、さらに議会の活性化に努めることを責務として規定しています。

第3項は、議会は、個々の議員としてだけでなく、議会全体として議会活動に関する情報を区民と共有し、説明責任を果たすことを責務として規定しています。

議員の責務

- 第9条** 議会の議員（以下「議員」という。）は、区民の代表としてその権限及び責任を自覚して行動するものとする。
- 2 議員は、別に定める政治倫理基準その他法令等を遵守し、公正で公平な議会活動を行うものとする。

解説

本条では、議員の責務として2つの責務を規定しました。

別に定める政治倫理基準として、「新宿区議会議員政治倫理条例」が制定されています。この政治倫理条例は、新宿区議会議員の政治倫理基準について、厳しく、潔く、格調をもって規定しています。

第1項は、この政治倫理条例にも議員の責務の規定はありますが、区民の代表として権限と責任を自覚して行動することを自治基本条例として規定しています。

「区民の代表」については、議会の設置と同じ考え方です。

第2項は、この政治倫理条例を踏まえ、議員は、別に定める政治倫理基準その他法令等を遵守し、公正公平な議会活動を行うことを規定しています。

第 4 章 区長等

区長の設置

第 10 条 区に区の代表として、区長を置く。

解 説

本条では、区長の設置は議会の設置と同様に、地方自治法に定められていることですが、区の代表として区長を置くことを規定しています。

区長の責務

第 11 条 区長は、区民の信託にこたえ、公正で公平な区政運営を行うものとする。

解 説

本条では、区長の責務として、区長は、選出された結果として、区民の信託にこたえ、公正で公平な区政運営を行うということを規定しています。

区の行政機関の責務

第 12 条 区の行政機関は、区民に最も身近な行政機関として区民ニーズの的確な把握に努め、自らの判断及び責任の下で職務を執行するものとする。

2 区の行政機関は、多様な方法により区政運営に関する情報を分かりやすく区民に提供する等、区民への説明責任を果たすものとする。

解 説

本条では、区の行政機関（区長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員をいう。）の責務として2つの責務を規定しました。

第1項は、区の行政機関は、都や国の行政機関に比べて、区民に最も身近な行政機関として、このことをしっかりと認識した上で、区民ニーズの的確な把握に努め、自らの判断と責任のもと職務を執行するということを規定しています。

また、第2項は、説明責任、情報共有の方法として、区民が区政の動きを的確に把握し、判断していくために各種の情報は「分かりやすく」提供されてこそ意味があるということを規定しています。

職員の責務

第13条 職員は、区を愛し、区民の視点に立って、区の自治の実現に努めるものとする。

2 職員は、区民に最も身近な地方政府の一員であることを自覚するとともに、別に定める公益保護及び職員の行動規準等に関する規程その他法令等を遵守し、公正かつ公平に職務を遂行するものとする。

3 職員は、職務の遂行に必要な知識の取得及び技能の向上に努めるものとする。

解説

本条では、職員の責務として、3つの責務を規定しました。

まず、第1項は、職員は、新宿区を愛するという気持ちを土台に、区民の目線で、区民の視点に立って、自治の実現に努めるということを責務として規定しています。

第2項は、職員は、最も身近な地方政府の一員であるということの自覚を、改めて促すとともに、当然のことではありますが、法令の遵守と公平公正に職務を執行することを常に意識しなければならないことを責務として規定しています。

特に、公益保護及び職員の行動規準と責務の遵守をその代表的なものとして掲げました。

第3項は、職員は、その職務遂行にあたって、知識の取得や技能の向上に努め、職員自身の能力を開発していくことを責務として規定しています。